

## 集団自衛権の基準 明確に

——公明党は与党にいながら、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈見直しに一貫して慎重姿勢を示している。

### 公明党・北側一雄副代表

「政府は少なくとも40年以上、集団的自衛権行使が禁止されるといって国会答弁を繰り返してきました。この重みがあり、政府解釈は尊重する必要があります。本来、憲法解釈を変えるなら、憲法改正手続きをとるべきでしょう。仮に政府解釈を見直すというのであれば、①従来の政府解釈との論理的な整合性をどう保つのか②残された憲法9条がどういう規範性を持つのか——といったことを明確にしていかなければいけません。」



日米安全保障条約の下で米 シーレーン(海上交通路が

たせたい。そのために自衛隊法、周辺事態法のどこを改正したい」。そう言った時に初めて、政府解釈との適合性はどうか、という議論をするべきではないでしょうか。そもそも、集団的自衛権行使は、同盟国である米国などに攻撃があつて、自衛隊がその国を守るために出ていくというものです。よく議論されている公海上の米艦船への攻撃などの問題は、集団的自衛権の問題なのだろうか、というのが率直な印象です。

軍は日本防衛の義務を負っており、朝鮮半島有事のような事態になれば自衛隊と緊密に連携して共同作戦をとりまします。そういう中で米艦が攻撃されれば、我が国に対する武力攻撃の開始だと評価できる場合が十分にあると思つています。自衛隊の艦船と米艦の距離が離れていても、日本防衛の役割を担つていて、なおかつ自衛隊との連携がある場合には、(個別的自衛権の行使として)防護するべきでしょう。

機雷で封鎖された場合も、頻りに航行する日本船への危険物になつていっているわけだから、機雷除去は一種の広い警察権に関わる話だと思つています。米国に向かうミサイルの迎撃も、事前に日米間で、危険物が飛来した場合に日本がそれを破壊していくことについて同意しているならば、警察権の行使としてできると思つます。」

——政府・与党は限定容認論を主張している。受け入れることはできるか。

「集団的自衛権は日本への武力攻撃がないにもかかわらず、ある基準を設けて武力行使するわけだから、基準はよほど明確でなければなりません。『放置すれば日本の安全に大きな影響が出る場合』といった限定容認論の基準は、非常に不明確で、国会論戦にか」

### 米艦防護 線引きあいまい

日本周辺の公海上にいる米艦の防護は、国会で繰り返した議論となってきた。

2007年5月15日の衆院安全保障委員会で、内閣法制局第1部長は、「米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力行使することによって、当該米軍艦船へ

ただ、この答弁の線引きはあいまいで、非戦闘員を日本に輸送中の米艦や、海上自衛隊艦船が後方支援活動として給油に向かつていた米艦が攻撃を受けた場合には、見捨てることになりかねない。

これに関連し、阪田雅裕・元内閣法制局長官は著書の中で、「米艦が、我が国を防御することを目的として自衛隊の艦船と海域の分担等を行いつつ警戒行動をとっていたような場合」は可能だと解説している。

また、米国に向かうミサイルの迎撃については、同じ第1部長が同じ日の答弁で、「それが他国に対する武力攻撃である場合には、我が国がそれを撃退することは憲法上の問題を生じ得る」と答えている。

堪えられないと思つています。現時点では首相官邸と我々の考えは少し差があります。しかし、これまでの経験から言えば、しっかりと議論をすれば一致点は見いだせると思つています。連立離脱など全く考えていません。」

来月に始まる与党協議では、『この問題についてはいつまでに結論を得て、法律を策定していきましょう』というような、安全保障法制全体の基本的な方向性をとりまとめる閣議決定するという方法もあるのではないのでしょうか」